

八戸市一般廃棄物収集運搬業許可証

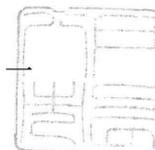
青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地5

有限会社マモル商運

代表取締役 守田 功

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄一



許可の年月日 令和8年1月7日

許可の有効年月日 令和8年3月31日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

有り（可燃ごみ（紙類、ペットボトル及び粗大ごみに限る。） 不燃ごみ 家電4品目に限る。）

取り扱う一般廃棄物の種類

可燃ごみ 不燃ごみ 厨芥類 家電4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び当該場所ごとの積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

所在地	一般廃棄物の種類
青森県八戸市大字尻内町字下毛合清水5番85	不燃ごみ（缶に限る。）
青森県八戸市大字尻内町字下毛合清水5番84	可燃ごみ（ペットボトル及び粗大ごみに限る。） 不燃ごみ 家電4品目
青森県八戸市大字尻内町字下毛合清水5番1	可燃ごみ（紙類に限る。）

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年5月21日 更新許可

令和2年4月1日 更新許可

(裏面に続く)

(裏面)

令和4年4月1日 更新許可

令和6年4月1日 更新許可

令和8年1月7日 変更許可 (積替え又は保管の有無及び積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び当該場所ごとの積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類)

(以下余白)

八戸市指令第 698 号

青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内 10 番地 5
有限会社マモル商運

令和 7 年 12 月 10 日付けで許可申請のあった一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和 8 年 1 月 7 日

八戸市長 熊谷 雄



1 事業の範囲

積替え又は保管の有無

有り（可燃ごみ（紙類、ペットボトル及び粗大ごみに限る。） 不燃ごみ 家電 4 品目に限る。）

取り扱う一般廃棄物の種類

可燃ごみ 不燃ごみ 厨芥類 家電 4 品目

2 許可の期限

令和 8 年 3 月 31 日

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、八戸市長に対して審査請求をすることができる。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。